

陳 情	受 理 番 号	57	受 理 年 月 日	令和4年5月16日	付 託 委員会	都 市 建 設 環 境
件 名	下水道管敷設工事について					

件 名 下水道管敷設工事について (陳情)

陳情の趣旨

那覇市宇栄原3丁目31番地における下水道管敷設工事について、敷設対象範囲の地主から下水道工事(支管埋設工事)にかかる承諾を得て、または民法、下水道法、その他本件に適用可能な法令、および過去の類似案件(道路の占用等含む)にかかる対応策などに基づいて、早急な下水道管の敷設工事を実施して頂きたい。

陳情の理由

那覇市における下水道普及率は98%を超えておりますが、那覇市宇栄原3丁目31番地に所在する13世帯においては、下水道整備が叶っておりません。

これについて、私たち地域住民は、過去数十年に亘り、時機を見て那覇市上下水道局に下水道管敷設を依頼しており、また上下水道局も何度か測量等の準備に取り掛かってくださいましたが、未だ敷設の実現に至っておりません。

敷設工事が実施できない理由について那覇市上下水道局に伺ったところ、工事範囲の土地(私道)の一部を所有なさっている地主から、実施にかかる承諾が得られないと伝えられました。

当該地域の住宅においては下水道の整備が行われていないことから、それぞれの住宅に浄化槽を設置、トイレや台所などからの生活排水を処理し、処理後の排水を住宅前の側溝に排出しております。この生活排水に起因する悪臭の発生、ゴキブリ、蚊、ネズミの大量発生など、日常生活にあたって様々な悪影響に悩まされております。これらの有害生物の大量発生は、病原菌の媒介の主要な原因となり得ることからも、一刻も早い下水道の敷設を求めます。

なお、この悪影響は下水道が普及していない世帯のみならず、近隣住民の生活にも及んでおりますことから、私たち地域住民は、自らでは解決できない問題によって近隣住民に対してご迷惑をかけていることで、たいへん肩身が狭い思いもしております。

更には、下水道が普及していないことによって、近隣地域と比較して、該当地域における土地利用価値が不当に低く評価される懸念もございます。

つきましては、那覇市には、この陳情を以って改めて地主の方と協議して頂きたいと、そして協議が難航する場合には、民法 209 条、210 条、220 条、および下水道法 11 条、その他関連法の類推適用の可能性検討等、下水道管敷設の実現に向けた更なる取り組みをよろしくお願い申し上げます。

那覇市民である当該地域住人の生活環境を改善し、健康で安全な生活を確保するため、是非、私たちの事情をお汲み取り頂き、早急にご対応頂けますよう、地域住民および関係者 193 名の署名を添えてお願い申し上げます。

以 上